

(様式1)

社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協 議 題 報 告 書

提案都市名

新 潟 市

提案区分【 】内に○を入力

①【 】社会教育主管課長からの提案 ・ ②【○】社会教育委員からの提案

協議方法の希望【 】内に○を入力

①【 】議題希望 ・ ②【○】資料（回答書）のみ

協議題

社会教育人材のネットワーク化の取り組みについて

（提案理由）

現在、社会教育士、社会教育主事等をはじめとした社会教育人材の活用、ネットワーク化が推進されており、各自治体で様々な取組がなされています（例えば人材の登録・認証、研修情報の提供、交流など）。

一方で、本市では、昨年度に社会教育委員会議から提出された建議において、社会教育人材のネットワークに関する諸課題として下記が挙げられており、具体的な取組には至っていません。

- ・ 社会教育人材の認知度の向上や人材把握の必要性
- ・ 社会教育主事の役割の明確化及び発令状況の共有
- ・ 研修内容、情報提供の改善
- ・ 国や市の施策を踏まえた上での事業企画の改善
- ・ 社会教育人材同士の交流、連携、情報交換の機会の改善
- ・ 社会教育人材ネットワーク形成の必要性

貴自治体において、社会教育人材のネットワーク化及び活用という点で行っている取組や課題についてご教示ください。

協議題作成課：新潟市教育委員会事務局生涯学習推進課 （電話）025 - 226 - 3218

※ 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

※※ 社会教育委員からの提案の場合は、日頃の委員活動における課題感や経験に基づいた背景をご記入いただくと幸いです。

(様式1)

社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協 議 題 報 告 書

提案都市名

新 潟 市

提案区分【 】内に○を入力

①【 】社会教育主管課長からの提案 ・ ②【○】社会教育委員からの提案

協議方法の希望【 】内に○を入力

①【 】議題希望 ・ ②【○】資料（回答書）のみ

協議題

中学校の部活地域展開に伴う公民館の役割について

（提案理由）

部活動の地域展開が全国的に推進される中、この動きを契機として、中学生の居場所づくりの観点から公民館の役割について改めて考える必要があるのではないかと感じています。

現在、新潟市の公民館の多くは、主にフリースペースとして自由に休憩や学習ができる場を提供しています。しかし、今後は社会教育施設として、中学生の地域活動や多様な学びを支える新たな役割や取組が求められるのではないかと考えています。

つきましては、下記の事項についてご教示いただけますと幸いです。

1. 公民館において、部活動の地域展開を契機として新たに実施されている取組がありましたら、その概要をご教示ください。
（検討しているものの実施に至っていない場合は設問3でご回答ください。）
2. 公民館以外の社会教育施設において、部活動の地域展開を契機として新たに実施されている取組がありましたら、その概要をご教示ください。
（検討しているものの実施に至っていない場合は設問3でご回答ください。）
3. 新たな取組を検討しているものの実施に至っていない場合は、その理由や課題についてご教示ください。

【新潟市における取組】

1. 公民館における新規取組について
令和8年度において、中学生が参加可能な事業は165事業を予定しています。
このうち、部活動の地域展開に伴い新たに実施する事業は13事業あり、また、既存事業の参加対象を中学生まで拡大した事業が13事業あります。
「化学実験教室」や「楽器演奏体験講座」、「地域の魅力再発見ツアー」など、多様な学びや体験の機会を提供しています。

2. 公民館以外における新規取組について

当市の図書館では、これまでも中学生の居場所として、学習スペースやティーンズ司書の活動等を行っています。

また、一部の図書館では、中学生に「地域に何があったらよいか」という問いかけをしたところ、「おしゃべりしながら勉強できる場がほしい」という声があったことにより、「みんなの学び基地スタディベース」を開始しました。

部活動の地域展開開始もあり、相乗効果が得られると考えられます。

3. 検討しているものの実施に至らない理由・課題

現在、上記取組のほかに実施検討している取組はありません。

協議題作成課：新潟市教育委員会事務局生涯学習推進課 （電話）025 - 226 - 3218

※ 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

※※ 社会教育委員からの提案の場合は、日頃の委員活動における課題感や経験に基づいた背景をご記入いただけますと幸いです。

(様式1)

社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協 議 題 報 告 書

提案都市名

新 潟 市

提案区分【 】内に○を入力

①【○】社会教育主管課長からの提案 ・ ②【 】社会教育委員からの提案

協議方法の希望【 】内に○を入力

①【 】議題希望 ・ ②【○】資料（回答書）のみ

協議題

社会教育に関する後援の取扱いについて

(提案理由)

社会教育団体は、地域における学習活動、文化活動、青少年育成等を担う重要な主体であり、その事業に対する後援名義の使用承諾は、活動の公共性や公益性を踏まえた支援の一つです。

一方で、後援の承諾に当たっては、事業内容が社会教育の目的に沿うものであるか、政治・宗教・営利活動に当たらないかなど、慎重な判断を要します。また、承諾後の取扱いについても、名義使用のみにとどめるのか、広報媒体への掲載、チラシ配架、施設での周知等を行うのかなど、各市で運用が異なるものと考えられます。

つきましては、社会教育に関する後援の取扱いについて、下記の事項をご教示いただけますと幸いです。

1. 社会教育に関する後援申請・承諾は、どの所属で処理していますか。

例：社会教育担当課、教育総務担当課、文化政策担当課、後援事業に係る課等

2. 後援を承諾する際、明文化された基準や要綱等がありますか。

基準や要綱等がある場合はご提供ください。

☐ ある（全庁共通基準） ☐ ある（全庁共通基準以外） ☐ ない
☐ その他（ ）

3. 後援承諾後に、市又は教育委員会として行っている対応はありますか。

☐ 名義使用のみ ☐ 広報協力あり ☐ その他（ ）

4. 広報協力を行っている場合、具体的な方法を教えてください。

- ☐ ホームページ掲載 ☐ 広報紙掲載 ☐ SNS 掲載
☐ チラシ配架 ☐ ポスター掲示 ☐ その他（ ）

5. 後援承諾により、市職員が事業に関与することはありませんか。

- ☐ ない ☐ 来賓出席 ☐ 挨拶 ☐ 相談対応 ☐ 当日運営協力
☐ その他（ ）

【新潟市の状況】

1. 社会教育に関する後援申請・承諾は、どの所属で処理していますか。

⇒全市域において広く市民を対象とした事業は、社会教育担当課（生涯学習推進課）で処理しています。

区を限定し、その区の住民を対象とした事業は、各区公民館で処理しています。

2. 後援を承諾する際、明文化された基準や要綱等がありますか。

基準や要綱等がある場合はご提供ください。

- ☐ ある（全庁共通基準） ☒ ある（全庁共通基準以外） ☐ ない
☐ その他（ ）

3. 後援承諾後に、市又は教育委員会として行っている対応がありますか。

- ☒ 名義使用 ☐ 広報協力 ☐ その他（ ）

4. 広報協力を行っている場合、具体的な方法を教えてください。

- ☐ ホームページ掲載 ☐ 広報紙掲載 ☐ SNS 掲載
☐ チラシ配架 ☐ ポスター掲示 ☐ その他（ ）

5. 後援承諾により、市職員が事業に関与することはありませんか。

- ☒ ない ☐ 来賓出席 ☐ 挨拶 ☐ 相談対応 ☐ 当日運営協力
☐ その他（ ）

協議題作成課：新潟市教育委員会事務局生涯学習推進課 （電話）025 - 226 - 3218

※ 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

※※ 社会教育委員からの提案の場合は、日頃の委員活動における課題感や経験に基づいた背景をご記入いただけますと幸いです。

新潟市教育委員会事業共催及び後援承諾基準

新潟市教育委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市以外の団体と共催する事業及び市以外の団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承諾の基準)

第3条 共催・後援（以下「共催等」という）の承諾は、事業の目的・内容が明確に本市の教育活動（学校教育，社会教育等）の振興に寄与するもので次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

(1) 事業の主催者についての承諾基準

- ア 国，地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
- イ 学校又は学校の連合体
- ウ 公益法人，社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体
- エ 新聞，テレビ等の報道機関
- オ その他教育委員会が適当であると認める団体

(2) 事業内容についての承諾基準

- ア 政治団体，宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業でないこと
- イ 公共性があり，営利を目的としないものであること
- ウ その他教育委員会の方針に反しないものであること

(3) その他の承諾基準

- ア 事業計画が明確で主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること
- イ 事業の開催，開設等の場所は，公衆衛生，公害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること
- ウ 過去に共催等をしたものについては，承諾の条件が遵守されているものであること
- エ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合，その性別に偏りがないよう努められているものであること

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は，あらかじめ申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出し，その承諾を受けなければならない。

(承諾の通知)

第5条 教育委員会は，共催等を承諾した場合には，当該申請者に対して承諾書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 主催者は，共催等の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には，速やかに教育委員会にその旨を届出書（別記様式第3号又は別記様式第4号）により届け出なければならない。

(事業報告及び決算書の提出)

第7条 主催者は、共催等の承諾を受けた事業が終了した場合は、速やかに事業開催結果を示す報告書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(共催等の取消し)

第8条 教育委員会は、共催等の承諾を受けた者が、その事業の実施にあたり、この基準の第3条に掲げる要件を具備しなくなったと認めるとき、その他不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この基準は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から実施する。